

あなたの時間と技術を活かしてみませんか。



◆「シルバー派遣」って？

派遣される業務は？

臨時的かつ 短期的な就業

(概ね月10日程度以内のもの)

又は

軽易な業務

(週20時間未満のもの)

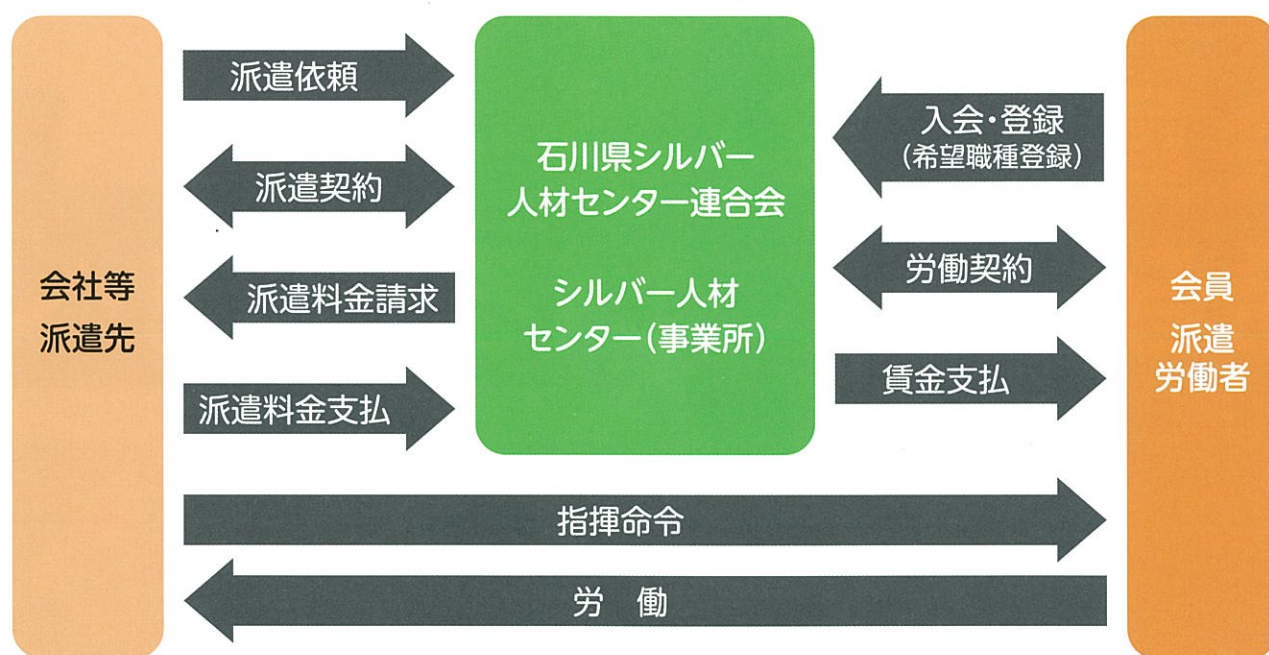
実施体制は？

派遣元事業主は、公益社団法人石川県シルバー人材センター連合会です。

各市町のシルバー人材センターを派遣事業実施事業所として、連合会職員(シルバー人材センター職員)を配置して対応します。

派遣エリアは？

原則として、登録していただいたシルバー人材センターがある市町又はその近郊の地域です。



注意事項

- 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係の業務には派遣できません。
- 高齢者にとって危険又は有害な作業等には派遣できません。
- 派遣登録していただいても必ず派遣されるわけではありません。
- 仕事の紹介を受けた場合、実際に就業するかどうかは本人の希望によります。
- 派遣就業になじまないと判断される場合は、就業をやめていただくことがあります。
- 同一派遣先で6ヵ月間継続勤務した会員は年次有給休暇を取得できます。

◆主な仕事内容

技術分野 ● 特殊技能(各種自動車の運転) ● 調理補助・介護補助 など

事務分野 ● 一般事務(資料作成など) ● 調査事務(アンケート調査、集計事務) など

管理分野 ● 施設管理(建物管理、駐車場整備) ● 物品管理(商品管理、在庫管理) など

折衝・外交分野 ● 販売 ● 外務(配達) など

技能分野 ● 制作加工(工場内での軽作業[加工・組み立て・検査など]) など

一般作業分野 ● 屋外作業(清掃作業、農作業) ● 屋内作業(清掃作業、梱包作業、品出し作業など)

サービス分野 ● 社会活動(広報紙配布、遺跡発掘) ● 家事援助 ● 学童保育補助 など

◆「シルバー派遣」と「請負・委任」の比較

項目	シルバー派遣 決められた日数・時間等で 定期的に働きたい方	請負・委任 時間に拘束されることなく 自分のペースで働きたい方
仕事の期間・内容	臨時的・短期的な就業 (概ね月10日程度以内) 又は軽易な業務(週20時間未満のもの)	臨時的・短期的な就業 (概ね月10日程度以内) 又は軽易な業務(週20時間未満のもの)
雇用関係の有無	あり (労働契約は石川県シルバー人材センター連合会と締結)	なし
発注者の指揮命令	受ける	受けない
事故時に適用される保険	労働者災害補償保険	シルバー保険
発注者との契約当事者	石川県シルバー人材センター連合会	各市町シルバー人材センター
社会保険・雇用保険の適用	なし	なし
会員に対する報酬	賃金(給与所得)	配分金(雑所得)